# 参考資料

令和元年度	理事会及び常務理事会報告	107
令和元年度	日本看護協会理事会報告及び全国法人会員会報告	109
令和元年度	審議会等への参画	112
令和元年度	訪問看護ステーション利用状況表	114
令和元年度	1日ナース体験実施病院一覧	118
令和元年度	再チャレンジ研修協力施設一覧	119
令和元年度・	令和 2 年度 受賞者、歴代名誉会員簿	120
令和元年度	役員、支部長及び職能委員会委員名簿	121
令和元年度	常任委員会委員名簿	122
令和2年度	山口県健康福祉功労者(優良看護職員)知事表彰受賞者名簿	123
令和2年度	山口県看護協会会長表彰者、山口県看護協会特別会長表彰者名簿	124
	长人山口県看護協会】	
山口県看護協	3会定款	125
山口県看護協	3会組織図	139
山口県看護協	岛会支部別区域図	140
山口県看護協	3会会員数	141
【公益社団法	长人日本看護協会】	
令和2年度	日本看護協会通常総会プログラム	142
	ミタグライン、ステートメント	
日本看護協会	会看護者の倫理綱領	144
日本看護協会	このうた「光 求めて	



## 令和元年度 理事会及び常務理事会報告

会長西生敏代

#### 公益社団法人山口県看護協会理事会及び常務理事会報告(平成31年4月~令和2年3月)

#### I. 開催状況

#### I-1 理事会

l I I	日時	出月	 第 者	備考
	口叶	理事	監事	7/H 45
1	令和元年 5月25日	21	2	
2	令和元年 6月16日	21	2	
3	令和元年 8月 3日	20	3	
4	令和元年10月 5日	20	3	
5	令和元年11月16日	19	3	
6	令和 2 年 1月18日	18	3	
7	令和 2 年 3月14日			書面理事会

#### I-2 常務理事会

□	日 時	出 席 者
쁘	Ц М	理事
1	平成31年 4月20日	5
2	令和元年 7月13日	7
3	令和元年 9月14日	7
4	令和元年10月 5日	7
5	令和 2 年 2月15日	7

#### Ⅱ. 内容

#### Ⅱ-1 理事会

#### 1. 決議事項

#### 1-1 基本方針・政策

- 1) 令和元年度事業報告(案) について協議、 承認。 (第1回)
- 2) 会長等の選任(案) について協議、承認。 (第2回)
- 3) 業務執行理事の業務(案) について協議、 承認。 (第2回)
- 4) 令和2年度重点方針(案) について協議、承認。 (第5回)
- 5) 令和2年度予算方針(案)について協議、承認。 (第5回)

- 6) 令和2年度事業計画(案)について協議、承認。(第7回)
- 7) 令和2年度収支予算(案) について協議、承 認。 (第7回)

#### 1-2 事業に関する事項

- 1) 令和元年度職能委員等の選任(案) について協議、承認。 (第1回)
- 2) 常務理事会へ委任する事項「組織強化のための会員数増加に向けた取り組み」について承認。 (第7回)
- 3) 教育委員の選解任について協議、承認。 (第7回)

#### 1-3 管理的事項

- 1) 平成30年度決算報告(案)及び監査報告について協議、承認 (第1回)
- 2) 令和元年度収支予算の補正(案) について協議、承認 (第1回)
- 3) 認定看護管理者教育課程運営委員会規程の改正(案)について協議、承認 (第1回)
- 4) 認定看護管理者教育運営規定の改正(案) について協議、承認 (第4回)
- 5) 定款細則第12条第1項及び第2項の改正(案) について協議、承認 (第5回)
- 6) 令和2年度通常総会(案) について協議、承 認 (第6回)
- 7) 講師等の旅費に関する規程の一部改正(案) について協議、承認 (第6回)
- 8) 定款改正 (案) を総会に付議することについて承認 (第7回)
- 9) 職員給与規定の一部改正について承認 (第7回)
- 10) 山口県看護協会会長表彰の被表彰者の決定 について承認 (第7回)

#### 2. 協議事項

#### 2-1 基本方針・政策

- 1) 令和2年度施策・予算措置の要望(案) について協議 (第4回)
- 2) 令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療 分・介護分)の事業提案について協議 (第4回)

#### 2-2 事業推進に関する事項

- 1) 創立70周年記念事業について協議 (第1回)
- 2)「まちの保健室」運営に関する検討について協議 (第3回)
- 3) 看護師職能委員会について協議 (第4回)
- 4) Nursing now キャンペーンについて協議 (第5回)
- 5) 被災県看護協会への支援金について協議 (第6回)
- 6) 令和2年度一般教育研修計画について協議 (第6回)

#### 2-3 管理的事項

- 1) 令和元年度通常総会について協議 (第1回)
- 2) 令和2年度理事会・常務理事会開催日程について協議 (第6回)

#### Ⅱ-2 常務理事会

#### 1. 協議事項

1) 令和元年度通常総会について協議

(第1回)

- 2) 理事会よりの委任事項「山口県看護協会訪問看護ステーションの運営に係る将来的な方向性等について検討すること」について協議 (第1、2、3、4、5回)
- 3)「まちの保健室」運営に関する検討について 協議 (第2回)
- 4) 令和2年度重点事業、予算方針について協議 (第3回)
- 5) 令和2年度施策・予算措置の要望について協 議 (第3回)
- 6) 令和2年度地域医療介護総合確保基金(医療 分・介護分)の事業提案について協議 (第3回)

## 令和元年度 日本看護協会理事会報告及び全国法人会員会報告

会長西生敏代

### 日本看護協会理事会報告

#### 1. 理事会開催状況

□	日時	会 場
書面1	平成31年 4月 9日	_
1	令和元年 5月10日 10:00~15:05	日本看護協会JNAホール
2	令和元年 6月 6日 18:25~19:22	函館国際ホテル
3	令和元年 7月25日 13:30~17:20	日本看護協会JNAホール
	令和元年 7月26日 9:00~12:05	日 不 相 成 伽 云 JNAハ ル
4	令和元年 9月27日 9:30~16:00	日本看護協会JNAホール
5	令和元年11月29日 9:00~16:00	日本看護協会JNAホール
6	令和 2 年 2月20日 13:30~18:00	日本看護協会JNAホール
	令和 2 年 2月21日 9:00~12:00	ロ 个 個 咬 伽 云 J N A ハ

#### 2. 主な協議事項等

## 2-1 基本方針・政策

- 1) 役職の選定(案) について、承認。 (第2回)
- 2)会長及び副会長の常勤または非常勤(案)について、承認。 (第2回)
- 3)会長代行及び専務理事代行の優先順位(案)について、承認。 (第2回)
- 4)業務執行理事の業務分担(案)について、承認。 (第2回)
- 5)看護職の資格管理体制の構築について(案)協 議、継続審議とすることを承認。 (第3回)
- 6)診療報酬上の夜勤要件(72時間)等について協 議、承認。 (第3回)
- 7) 令和2(2020) 年度の重点政策・重点事業について(案)協議、承認。 (第4・5回)
- 8) 令和2(2020) 年度通常総会報告事項(案) について (第6回)
- 9) 令和2(2020) 年度資金収支予算書(案) 及び収 支予算書(案) について、承認。 (第6回)
- 10) 令和2(2020) 年度資金調達及び設備投資の見 込(案) について、承認。 (第6回)

11)ナース・プラクティショナー (仮称)の業務 範囲及び裁量について(案)協議、承認。

(第6回)

#### 2-2 事業推進に関する事項

- 1)2018年度事業報告(案)について承認。(書面1)
- 2) 令和3(2021) 年度以降の日本看護学会学術集会のあり方について(案)、開催回数・運営方式・領域を協議、承認。 (第1回)
- 3)ナースプラクティショナー(仮称)の役割(案)について協議、継続審議とすることを承認。

(第1回)

- 4) 在宅領域における特定行為研修制度の活用研修了者の増加策について(案) 承認。(第1回)
- 5) 令和元(2019) 年度職能委員会委員の選任(案) について、承認。 (第1回)
- 6) 認定看護師制度 制度委員会詰問事項変更及 び審査会の構成員について(案)、承認。

(第1回)

7)看護研修学校と神戸研修センターの令和2 (2020)年度以降の認定看護師教育及び特定行 為研修の開催計画(案)について協議、承認。 (第3回)

8)ナース・プラクティショナー (仮称)制度創設(案)について継続協議とし、承認。

(第3回)

- 9)令和2(2020)年度「看護職賠償責任保険」の内容(保険料や補償内容)の改訂(案)について、 承認。 (第3回)
- 10)日本看護協会における訪問看護師倍増対策 (案)について協議、承認。 (第3回)
- 11) 令和2(2020) 年度の「看護の日・看護週間」制 定30周年およびNursing Nowキャンペーンに ついて(案)協議、承認。 (第4回)
- 12)令和2(2020)年度の日本看護協会教育計画 (案)について協議、承認。 (第4回)
- 13) 令和元(2019) 年度看護師職能委員会 II 委員の 交代(案) について、承認。 (第4回)
- 14) 令和3(2021) 年国際看護師協会(ICN) 理事選 挙について(案)、承認。 (第5回)
- 15) Nursing Nowキャンペーン トリプル・インパクトに関する持続可能な開発目標(SDGs) ~ わが国の看護における読み解きと本会獲得目標~(案)、承認。 (第5回)
- 16) 第52回(2021年度) 以降の日本看護学会学術集 会について(案)、協議、承認。 (第6回)
- 17)B課程認定看護師への移行手続きについて (案)、協議、承認。 (第6回)
- 18) 新たな認定看護師制度に対応した認定業務システムの改修と脆弱性診断の実施について (案)、承認。 (第6回)

#### 2-3 管理的事項

- 1)平成30(2018)年度決算報告書(案)及び監査報 告書について、承認。 (第1回)
- 2) 平成30(2018) 年度資金調達及び設備投資の実績を記載した書類(案) について、承認。

(第1回)

3) 平成30(2018) 年度公益認定財務三基準の計算 書及び公益目的取得財産残額(案) について、 承認。 (第1回)

- 4)平成30(2018) 年度決算確定に伴う令和元 (2019)年度資金収支予算及び収支予算書の補 正(案)について、承認。 (第1回)
- 5) 「職員就業規則」の改正(案)、承認。 (第1回)
- 6) 令和元(2019) 年度資金運用方針(案) について 承認。 (第3回)
- 7) 都道府県看護協会への会員登録事務業務委託 費と負担金について(案)、承認。 (第4回)
- 8) 令和2(2020) 年度看護研修学校と神戸研修センター認定看護師教育及び特定行為研修の受講料等(案) について、承認。 (第4回)
- 9) 公益社団法人日本看護協会看護研修学校学則の改正(案)につて承認。 (第4回)
- 10)公益社団法人日本看護協会「神戸研修センターの認定看護師教育課程規定」の改正(案)について、承認。 (第4回)
- 11) 令和2(2020) 年度日本看護協会通常総会について(案)、承認。 (第5回)
- 12)令和4(2022)年度日本看護協会通常総会等の 開催地候補について(案)、承認。 (第5回)
- 13) 令和2(2020) 年度見込み会員数について(案)、 承認。 (第5回)
- 14) 令和2(2020) 年度資金収支予算書の第2次補正 (案) について、承認。 (第6回)
- 15) 令和2(2020) 年度日本看護協会長表彰候補者 (案)、承認。 (第6回)
- 16) 令和2(2020) 年度名誉会員推薦候補者(案)、 承認。 (第6回)
- 17) 令和2(2020) 年度委員会の設置について(案)、 承認。 (第6回)
- 18)「看護職賠償責任保険制度運営規定」の改正について(案)、承認。(第6回)

#### 2-4 人事関係

1)人事に関する案件

①3件 承認 (第3回)

②1件 承認 (第5回)

③8件 承認 (第6回)

## 全国法人会員会報告

#### 1. 法人会開催状況

回		日 時	会 場
1	令和元年 5月10日	15:15~16:00	日本看護協会 JNA ホール
2	令和元年 7月26日	13:00~16:00	日本看護協会 JNA ホール
3	令和元年 11月29日	16:00~16:15	日本看護協会 JNA ホール
4	令和2年 2月21日	13:00~16:00	日本看護協会 JNA ホール

#### 2. 主な協議事項

1) 日本看護連盟との連携について

第1回・第2回・第3回・第4回

- 2) 県協会訪問看護ステーションにおける「働き方改革法」改正に対応した労務管理について(情報提供) 第1回
- 3) 学校における医療的ケアについて (情報提供) 第2回
- 4) 学校で医療的ケア児をケアする看護職の実態に関する情報収集結果報告 第2回
- 5) 第7次医療計画の中間見直しに向けた情報 収集について 第2回

- 6) 2019年度地区別法人会員会プログラム(案) および会議開催日程について 第2回
- 7) ナーシング・ナウについて

第4回

8) その他

「日本看護サミット2019/訪問看護サミット2019 について 第2回

#### 3. 地区别法人会員会

口	日時	場所
1	令和元年10月15日 13:30~18:00	愛媛県松山市
	令和元年10月16日 9:00~12:00	ANA クラウンプラザホテル松山

#### 4. 主な協議事項

- 1) ナース・プラクティショナー (仮称) の制度の枠組み (案) について
- 2) 地域包括ケアにおける看護提供体制の構築について
- 3) 看護職の資格管理体制の構築について
- 4) その他

# 審議会等への参画

審議会等	委嘱者	役名	出席者
山口県国民保護協議会	県知事	委員	会長
山口県医療審議会	県知事	委員	会長
山口県医療審議会保険医療計画部会	県知事	委員	会長
山口県医療安全推進協議会	県知事	委員	会長
山口県社会福祉審議会	県知事	委員	会長
山口県准看護師試験委員会	県知事	委員	会長
山口県公務災害補償等認定委員会	県知事	委員	会長
山口県介護保険審査会	県知事	委員	会長
山口県障害者介護給付費等不服審査会	県知事	委員	会長
山口県肝炎対策協議会	県健康福祉部長	委員	会長
山口県看護職員確保対策協議会	県医療政策課長	委員	会長
山口県防災会議	県防災会議会長	委員	会長
母体保護法指定医不服審査委員会	県医師会長	委員	会長
山口県肝疾患診療連携協議会	山口大学医学部附属病院長	委員	会長
山口県がん診療連携協議会	山口大学医学部附属病院長	委員	会長
山口県公衆衛生協会 理事会・評議員会	県公衆衛生協会長	理事 評議員	理事:会長 評議員:第二副会長
やまぐち移植医療推進財団評議会	やまぐち移植医療推進財団理事長	評議員	会長
山口県難治性血管奇形相互支援会	NPO 法人山口県難治性血管奇形相互支援会	相談役	会長
山口県立大学共生教育推進協議会	山口県立大学附属地域共生センター所長	委員	会長
YIC 看護福祉専門学校学校関係者評価委員会	YIC 看護福祉専門学校長	委員	会長
YIC 看護福祉専門学校教育編成委員会	YIC 看護福祉専門学校長	委員	会長
健康やまぐち21推進協議会	県知事	委員	第二副会長
山口県小児保健研究会理事会	山口県小児保健研究会長	理事	第二副会長
山口県周産期医療協議会	県知事	委員	第三副会長
山口県医療対策協議会	県知事	委員	専務理事
山口県医療費適正化計画推進協議会	県健康福祉部長	委員	専務理事
山口県高齢者保健福祉推進会議	県知事	委員	専務理事
山口県在宅医療推進協議会	県知事	委員	専務理事
山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会	県環境生活部長	委員	専務理事
介護職員等医療的ケア研修事業実施協議会	県健康福祉部長	委員	専務理事
山口県医療勤務環境改善支援センター運営委員会	県健康福祉部長	委員	専務理事

審議会等	委嘱者	役名	出席者
県民の健康と医療を考える会企画委員会	県医師会長	委員	専務理事・事務局長
山口県がん対策協議会	県知事	委員	常務理事
山口県母性衛生学会 理事会	学会長	委員	常務理事 助産師職能理事
山口県介護保険関係団体連絡協議会	県介護保険関係団体連絡協議会長	代表者	常務理事
山口県高齢者医療懇話会	県後期高齢者医療広域連合長	委員	常務理事
山口県母子保健対策協議会	県知事	委員	第三副会長
山口県母子保健対策協議会 HTLV-1母子感染予防専門委員会	県健康福祉部長	委員	助産師職能理事
山口県社会福祉審議会児童福祉専門分科会	県知事	臨時委員	助産師職能理事
山口県介護保険研究大会実行委員会	県介護保険関係団体連絡協議会長	実行委員	看護師Ⅱ職能委員
山口県医療的ケア児支援地域協議会	県健康福祉部長	委員	看護師
山口県介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会	介護ロボットのニーズ・シーズ連携協調協議会山口県委員長	委員	看護師
山口県アレルギー疾患医療連絡協議会	県健康福祉部長	委員	看護師
職業紹介事業所等連絡会議	県社会福祉協議会長	委員	ナースセンター長
全国健康保険協会山口県支部	全国健康保険協会山口県支部	評議員	会長
全国健康保険協会山口県支部	全国健康保険協会山口県支部	健康保険委員・年金委員	総務課職員
J MATやまぐち検討プロジェクトチーム会議	県医師会長	チームメンバー	災害支援委員

# 支部担当協議会等への参画

支部	協議会等	委嘱者	役名	出席者
岩国	岩国圏域保健医療対策協議会	山口県岩国健康福祉センター所長	岩国圏域保健医療対策協議会委員	岩国支部長
石国   	岩国医療圈地域医療構想調整会議	山口県岩国健康福祉センター所長	岩国医療圏地域医療構想調整会議委員	岩国支部長
柳井	柳井医療圈地域医療構想調整会議	山口県柳井健康福祉センター所長	柳井医療圏地域医療構想調整会議委員	柳井支部長
	周南地域医療対策協議会	山口県周南健康福祉センター所長	周南地域医療対策協議会委員	周南支部長
	周南健康福祉センター運営協議会	山口県周南健康福祉センター所長	周南健康福祉センター運営協議会委員	周南支部長
	周南医療圈地域医療構想調整会議	山口県周南健康福祉センター所長	周南医療圈地域医療構想調整会議委員	周南支部長
山口・防府	山口・防府地域医療対策協議会	山口県山口健康福祉センター所長	山口・防府地域医療対策協議会委員	防府支部長 山口副支部長
   田口・ <u></u>   別府	山口・防府医療圏地域医療構想調整会議	山口県山口健康福祉センター所長	山口・防府医療圏地域医療構想調整会議委員	防府支部長 山口副支部長
宇部・小野田	宇部・小野田医療圏地域医療構想調整会議	宇部健康福祉センター保健福祉総務室長	字部・小野田医療圏地域医療構想調整会議委員	宇部支部長 小野田支部長
長門	長門医療圈地域医療構想調整会議	山口県長門健康福祉センター所長	長門医療圈地域医療構想調整会議委員	長門支部長
	萩地域医療対策協議会	山口県萩健康福祉センター所長	萩地域医療対策協議会委員	萩支部長
萩	萩医療圏地域医療構想調整会議	山口県萩健康福祉センター所長	萩医療圏地域医療構想調整会議委員	萩支部長
下関・豊浦	下関市医療対策協議会	下関市長(保健部地域医療課)	下関医療対策協議会委員	豊浦支部長 下関支部長

# 山口県看護協会訪問看護ステーションほうふ

区	分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月間	医	療	5	5	5	5	4	5	5	5	5	6	6	6	62
利用者	介	護	23	22	23	22	21	21	21	21	20	20	20	20	254
		一般	32	31	27	42	43	37	45	39	40	39	41	35	451
	医療	老人	17	9	4	2	10	9	8	9	8	8	7	1	92
		計	49	40	31	44	53	46	53	48	48	47	48	36	543
延		予防30	16	8	11	11	9	8	10	10	10	10	9	8	120
訪		予防60	7	8	9	11	7	12	12	8	11	8	5	13	111
延べ訪問回数	介護	30分	33	36	22	27	18	18	17	22	14	9	22	29	267
数	八顷	60分	44	41	48	54	38	43	45	41	37	49	37	37	514
		90分	9	8	8	9	9	8	9	8	9	9	8	10	104
		計	109	101	98	112	81	89	93	89	81	85	81	97	1116
	合計		158	141	129	156	134	135	146	137	129	132	129	133	1659
利用者	男		10	10	10	10	9	9	9	10	10	10	10	10	117
性別	女		18	17	18	17	16	17	17	16	15	16	16	16	199
IT ///	合計		28	27	28	27	25	26	26	26	25	26	26	26	316
	0~	-9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10~	-19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20~	-29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年	30~	-39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	40~	-49	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	17
齢	50~	-59	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	27
	60~	-69	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48
層	70~		11	11	11	10	9	10	10	9	9	9	9	9	117
	80~8		7	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	6	70
	90歳以上		3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3	2	37
	合	-	28	27	28	27	25	26	26	26	25	26	26	26	316
新	規利用者		0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	0	1	6
利	用終了者		1	1	0	1	3	0	0	1	1	0	0	1	9

脳血管疾患	認知	精神		痄	ā 難	病			心、月	市疾患	. DN	N.		脊椎	生 そ	の他	
疾患名		人数		疾患名			人数	疾患名  人			人数	疾患名			人数		
脳性麻痺後	頚髄症	1	大腸	癌・、	S 状結	腸癌	2	糖	J.	灵	病	3	前立	腺	肥大	術後	1
認知	症	2	胃	癌	術	後	2	高	Ш	圧	症	3	臀	部	褥	瘡	2
自己免疫性	生脳 症	1	膀	Ę	光	癌	1	心	7	下	全	1	両変	形性	膝関	節症	1
脳出血後	遺症	2	直	Ę	腸	癌	1	うっ	っ血作	生心ス	下全	1	関負	うり	ウ、	マチ	1
頭部外傷後	後遺症	1	強	J	支	症	1										
			サル	ノコイ	ドー	シス	1										
			脊船	直小月	脳変化	生症	1										
			高才	・ルニ	チン	血症	1										
			多,	系統	萎絲	盲症	1										
			肺			癌	1										
			ノペー	- キ	ンソニ	ン病	1										
			アン・	チトロ	ンビング	<b></b> 尺乏症	1										
計		7		1	計		14		=	H		8		Ī	計		5

# 山口県看護協会訪問看護ステーションほうふ・とくぢ

区	分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月間	医	療	4	4	3	2	2	2	2	2	2	1	0	0	24
利用者	介	護	25	25	25	23	24	24	23	25	22	20	18	18	272
		一般	4	4	4	13	10	7	5	5	5	2	0	0	59
	医療	老人	8	6	10	5	10	0	11	17	13	0	0	3	83
		計	12	10	14	18	20	7	16	22	18	2	0	3	142
延		予防30	13	13	14	15	15	21	19	13	12	13	14	15	177
延べ訪問回数		予防60	16	17	15	15	15	13	10	0	0	0	1	1	103
問同	介護	30分	33	35	35	46	38	40	43	59	56	35	27	25	472
数数	介護	60分	30	18	17	29	33	20	32	41	43	27	26	32	348
		90分	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
		計	92	83	81	106	101	94	104	114	111	75	68	73	1102
	合計		104	93	95	124	121	101	120	136	129	77	68	76	1244
利用者	男		12	13	13	12	12	11	11	12	11	9	8	8	132
性別	女		17	16	15	13	14	15	14	15	13	12	10	10	164
工加	合計		29	29	28	25	26	26	25	27	24	21	18	18	296
	0~	-9	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	6
	10~	10~19		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20~	-29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年	30~	-39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	40~	-49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
齢	50~	-59	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	9
	60~	-69	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	10
層	70~	-79	3	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	44
	80~	-89	19	18	16	13	13	12	11	13	11	11	10	10	157
	90歳以上		5	5	6	5	6	7	7	7	6	6	5	5	70
		合計		29	28	25	26	26	25	27	24	21	18	18	296
新	規利用者		2	1	1	1	2	1	0	3	0	1	0	0	12
利	用終了者		2	1	2	4	1	1	1	1	3	4	2	0	22

脳血管疾患	認知	精神		癌	難	病			心、	肺	<b></b>	DN	Л		肴	椎	その	の他	
疾患名	, 1	人数		疾患	名		人数		犸	息	名		人数		把	と思り	各		人数
脳梗塞後	遺症	2	アレ	ルギー性肉	芽腫性』	血管炎	1	慢	性	心	不	全	2	右	鍵	盤	断	裂	
脳出血後	遺症	2	肝	細胞	癌徘	〕後	1	間	質	性	肺	炎	1	前	<u> </u>	腺	肥	大	2
認知	症	2	下	四	頭	癌	1	高	Щ	L,	圧	症	2	腰部	部脊	柱管	狭窄	呈症	1
てんかん	認知症	1	ノペ・	ーキン	ソン	/ 病	1							廃	用(	生 痘	. 候	群	4
うっ	病	1	アン	チトロン	ビン欠	泛定症	1							変	形性	上膝	関節	症	1
			大	腸	î	癌	1							左	下月	技 象	良皮	症	1
			前	立りり	が	$\lambda$	1							慢	生関	節リ	ウィ	マチ	1
			胃			癌	1							閉	<b>態性</b>	動脈	硬化	比症	1
														脂	質	異	常	症	1
														胆		石		症	1
														П	唇	П	蓋	裂	1
計		8		討	•		8			計			5			計			14

# 山口県看護協会訪問看護ステーションひかり

区	分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月間	医	寮	14	12	13	12	12	12	13	13	12	11	11	10	145
利用者	介記	護	17	21	24	25	23	25	25	27	24	26	25	30	292
		一般	91	59	75	58	84	87	117	105	93	65	70	83	987
	医療	老人	36	42	56	77	40	24	27	24	20	18	26	27	417
		計	127	101	131	135	124	111	144	129	113	83	96	110	1404
延べ訪問回数		予防30	4	6	9	8	5	6	5	4	4	4	4	4	63
訪		予防60	0	0	1	5	3	2	4	8	12	11	9	4	59
問同	介護	30分	22	26	18	31	31	39	50	39	45	28	28	42	399
数	八顷	60分	68	87	86	97	64	79	76	75	82	93	52	76	935
		90分	1	2	3	5	6	0	9	5	2	3	4	8	48
		計	95	121	117	146	109	126	144	131	145	139	97	134	1504
	合	計	222	222	248	281	233	237	288	260	258	222	193	244	2908
利用者	男		12	15	19	19	16	16	15	16	14	15	15	16	188
性別	女	Ç.	19	18	18	18	19	21	23	24	22	22	21	24	249
工加	合	計	31	33	37	37	35	37	38	40	36	37	36	40	437
	0~	-9	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
	10~	-19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20~	-29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年	30~	-39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	40~	-49	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
齢	50~	-59	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	6
	60~	-69	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	84
層	70~	-79	7	6	6	6	7	7	6	6	6	7	7	8	79
	80~	-89	11	13	17	17	15	16	17	19	15	14	13	16	183
	90歳.	以上	2	4	4	4	3	4	4	4	4	5	5	6	49
	合		31	33	37	37	35	37	38	40	36	37	36	40	437
	規利用者		1	4	4	1	3	3	2	2	0	2	1	5	28
利	用終了者		0	2	0	1	5	1	1	0	4	1	2	1	18

脳血	管疾患	認知	精神			癌	難	病			心、	肺疾	患	DN	Л		犁	F椎		その	つ他	
	疾患名	ı	人数		升	矣患	名		人数		疾	患名	1		人数		H	矣恁	名			人数
高	血	: 症	3	多	系	統	委新	音症	2	糖		尿		病	4	頚	村	É	損	Į	傷	3
認	知	症	5	右周	揚骨	血氧	管周	皮腫	1	肺		結		核	1	関	節	IJ	ウ	マ	チ	2
アノ	レツハイ	, ムー	2	中	II.	力	頭	癌	1	慢	性吗	2 吸	不	全	1	神	経	因	性	膀	胱	2
脳	出	Ш	1	下	ĮĮ.	力	頭	癌	1	う・	つ血	性心	心不	全	1	蛋	白漏	出	性冒	冒腸	<del>上</del>	1
脳	梗	塞	2	悪	性	IJ	ンノ	° 腫	1	上彳	亍大重	<b></b> 加脈	置換	後	1	閉	塞性	動	脈石	更化	<b></b> 定	3
				多	発	性	硬化	上症	1	慢性	生閉多	医性周	肺疾	患	1	本	態性	ŧú	□小	、板	症	1
				膀		胱	3	癌	2	心	臓	弁	膜	症	1	脊	柱	管	狭	窄	症	1
				食		道	Ĺ	癌	1							アリ	レコ・	— )l	/性	肝障	害	1
				前	7	Ī.	腺	癌	2							喉	頭	車	<b>欠</b>	化	症	1
				多	発	性	骨船	1 腫	1							前	<u> </u>	朋	10000000000000000000000000000000000000	肥	大	2
				全身	性エ	リテ	マトー	-デス	1							便		秵	7		症	1
				乳				癌	1							圧	Ĺ	Ė	傦	*	折	1
	計		13			計	-		15			計			10			言	t			19

# 山口県看護協会訪問看護ステーションあぶ

区	分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月間	医	寮	5	5	5	4	4	5	5	5	5	5	5	5	58
利用者	介	護	33	34	33	34	34	34	33	32	35	31	34	37	404
		一般	25	17	17	13	12	11	15	16	19	17	15	13	190
	医療	老人	13	14	15	16	10	15	14	15	13	19	18	15	177
		計	38	31	32	29	22	26	29	31	32	36	33	28	367
延		予防30	12	12	8	9	3	4	5	4	4	4	4	5	74
延べ訪問回数		予防60	13	11	10	20	20	38	41	33	34	33	34	36	323
問同	介護	30分	42	32	34	41	28	32	33	27	32	25	26	35	387
数数	刀咬	60分	81	82	78	76	72	65	61	60	55	54	48	64	796
		90分	4	5	4	6	5	5	5	4	13	15	14	16	96
		計	152	142	134	152	128	144	145	128	138	131	126	156	1676
	合	計	190	173	166	181	150	170	174	159	170	167	159	184	2043
利用者	男		14	14	12	15	14	14	13	12	12	10	12	13	155
性別	女	,	24	25	26	23	24	25	25	25	28	26	27	29	307
工加	合	計	38	39	38	38	38	39	38	37	40	36	39	42	462
	0~	-9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10~	-19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	20~	-29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年	30~	-39	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	40~	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
齢	50~	-59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	60~	-69	5	5	5	4	4	5	5	4	4	4	4	4	53
層	70~	-79	7	8	7	6	7	7	7	6	8	6	7	8	84
	80~		19	19	18	20	20	20	19	19	18	16	18	19	225
	90歳.	以上	6	6	7	7	6	6	6	7	9	9	9	10	88
	合		38	39	38	38	38	39	38	37	40	36	39	42	462
新	新規利用者		2	1	2	3	4	1	0	1	3	0	3	4	24
利	用終了者		2	0	3	3	4	0	1	2	0	4	0	1	20

脳血管疾患 認知	精神	癌 難病		心、肺疾患 DM	[	脊椎 その他	
疾患名	人数	疾患名	人数	疾患名	人数	疾患名	人数
脳梗塞後遺症		悪性リンパ腫	1	慢性心不全	7	骨粗しょう症	1
多発性脳梗塞	2	大 腸 癌	2	糖尿病		高 血 圧 症	4
統合失調症	1	肺癌	3	陳旧性肺結核		両変形性膝関節症	1
脳 性 麻 痺	1	腎臓がん		慢性腎不全	2	腰椎圧迫骨折	
くも膜下出血		膵臓がん	1	心 房 細 動		バセドウ病	1
認 知 症	8	多発性筋炎		間 質 性 肺 炎	2	頸 部 脊 椎 症	
双極性障害	1	重症筋無力症		肺 気 腫	1	大腿骨転子骨折	1
心原性脳梗塞		サルコイドーシス	1	肺高血圧症	1	肝 硬 変	1
うっ病		脳 腫 瘍 術 後	1	慢性閉塞性肺疾患	1	熱傷(皮膚移植後)	1
パーキンソン	1	乳がん	1	狭 心 症	1	带状疱疹後	1
慢性硬膜下血腫	1	A L S	1				
不 安 神 経 症	2	子宮がん	1				
髄 膜 腫	1	食道がん	1				
アルコール依存症	1						
計	19	計	13	計	15	計	11

# 令和元年度 1日ナース体験 実施病院一覧

No.	病院	No.	病院
1	いしい記念病院	31	宇部第一病院
2	岩国市医療センター医師会病院	32	宇部リハビリテーション病院
3	錦病院	33	宇部西リハビリテーション病院
4	山口平成病院	34	尾中病院
5	周防大島町立大島病院	35	高嶺病院
6	周防大島町立東和病院	36	国立病院機構 山口宇部医療センター
7	周東総合病院	37	セントヒル病院
8	光輝病院	38	山口大学医学部附属病院
9	光市立光総合病院	39	小野田赤十字病院
10	光市立大和総合病院	40	山陽小野田市民病院
11	周南記念病院	41	山口労災病院
12	周南市立新南陽市民病院	42	田代台病院
13	周南リハビリテーション病院	43	美祢市立病院
14	徳山医師会病院	44	美祢市立美東病院
15	徳山中央病院	45	岡田病院
16	徳山リハビリテーション病院	46	長門総合病院
17	防府病院	47	全真会病院
18	防府リハビリテーション病院	48	玉木病院
19	三田尻病院	49	都志見病院
20	山口県立総合医療センター	50	萩慈生病院
21	阿知須共立病院	51	下関市立豊田中央病院
22	阿知須同仁病院	52	山口県済生会豊浦病院
23	小郡第一総合病院	53	国立病院機構 関門医療センター
24	済生会湯田温泉病院	54	光風園病院
25	仁保病院	55	済生会下関総合病院
26	林病院	56	下関医療センター
27	山口赤十字病院	57	下関市立市民病院
28	山口リハビリテーション病院	58	昭和病院
29	宇部記念病院	59	稗田病院
30	宇部興産中央病院		

<sup>※</sup>平成31年4月「1日ナース体験」協力病院調査結果にて掲載

# 令和元年度 再チャレンジ研修協力施設一覧

No.	市町	施設名	開催日	研修時間	保育預かり	併設の訪問看護 ステーション実習
1	岩国市	岩国市医療センター 医師会病院	随時	9時~16時	○ 要相談	
2	周防大島町	周防大島町立大島病院	問い合せ時に調整 8月は不可	9時~15時		
3	柳井市	周東総合病院	随時	9時~15時	0	
4	光市	光市立光総合病院	8月以降	9時~15時		
5	周南市	周南市立新南陽市民病院	随時	9時~15時		
6	周南市	徳山医師会病院	随時	9時~15時	○ 要相談	0
7	防府市	防府リハビリテーション病院	随時	9時30分~15時		0
8	防府市	三田尻病院	随時	9時~15時	○ 要相談	
9	山口市	小郡第一総合病院	随時	9時~16時		要相談
10	山口市	山口リハビリテーション病院	随時	9時~16時	0	0
11	宇部市	宇部記念病院	随時	10時~15時	0	0
12	宇部市	山口宇部医療センター	7月中旬以降	9時~15時		
13	宇部市	宇部西リハビリテーション病院	随時	10時~15時		0
14	山陽小野田市	山陽小野田市民病院	随時	9時~15時	○ 要相談	
15	美祢市	美祢市立病院	随時	9時~16時	要相談	
16	美祢市	美祢市立美東病院	随時	8時30分~16時		
17	長門市	長門総合病院	随時	9時~15時		0
18	萩市	都志見病院	随時	9時~15時	○ 要相談	0
19	萩市	萩市民病院	随時	9時~15時		
20	下関市	下関市立豊田中央病院	随時	9時~15時	○ 要相談	0
21	下関市	下関医療センター	随時	9時~15時	0	0
22	下関市	昭和病院	随時	9時~15時	0	
23	下関市	安岡病院	随時	9時~15時		
24	防府市	訪問看護ステーション ほうふ	随時(研修日数3日間)	9時~17時		
25	光市	訪問看護ステーション ひかり	随時(研修日数3日間)	9時~17時		
26	阿武町	訪問看護ステーション あぶ	随時(研修日数3日間)	9時~17時		

## 受賞者

#### 叙勲受章

#### 第48回都道府県医療功労賞

元年 秋

2年 春

瑞宝単光章 森國秀美

瑞宝双光章 古本 たつ子 原田典子

瑞宝双光章 山 本 多賀子

# 公益社団法人 日本看護協会

#### 会長表彰

上 田 幸 子 藤谷圭子

## 歴 代 名 誉 会 員

## 公益社団法人 山口県看護協会 名 誉 会 長

# 公益社団法人 日本看護協会 名 誉 会 員

藤 原 喜美子 村 田 昌 子

藤原喜美子 大 谷 喜美枝 村 田 昌 子 兼安久惠 福永タマ子 中野照代 満 田 幸 枝

#### 山口県看護協会名誉会員

岩 永 美由記 (助産師) 岩国支部 有 馬 かほる (保健師) 岩国支部 岡 入 幸 子 (看護師) 柳井支部 中 野 照 代 (看護師) 周南支部 武 居 恭 子 (看護師) 周南支部 福 永 タマ子 (看護師) 防府支部 安 村 睦 江 (看護師) 防府支部 田 中 久 代 (看護師) 防府支部 橋 本 邦 枝 (看護師) 防府支部 兼 安 久 惠 (看護師) 山口支部 山 内 玲 子 (看護師) 宇部支部 岡 田 久 子 (看護師) 宇部支部 満 田 幸 枝 (看護師) 小野田支部 大 谷 喜美枝 (保健師) 萩支部

## 令和元年度 役員

西生敏代 区 永 冨 喜代子 長 地 理 事 숲 副 会 長(第一) 山 本 多賀子 石 田 美 江 地 区 事 副 会 長(第二) 有 田 稔 子 地 区 理 事 紙 直子 副 会 長(第三) 地 小 西 恵 X 理 事 大 林 幸 恵 理 金子恵子 花島まり 車 務 事 地 X 玾 事 常務理事(庶務) 山 下 美由紀 地  $\overline{\times}$ 理 事 河 野 真理子 江 藤 京 子 常務理事(会計) 地  $\overline{\times}$ 理 事 丸 山 千恵乃 理事(保健師職能) 古 本 たつ子 片 塰 智 恵 地 区 理 事 理事(助産師職能) 藤谷圭子 監 下 瀬 茂 美 理事(看護師職能) 折 込 沙 世 監 事 上河内 一 枝 理 事(全区) 嶋谷克美 出 見 知 子 監 事 地 区 理 事 早瀬敏子 地 区 理 事 守 田 教 子

## 令和元年度 支部長

岩国支部長 柳井支部長 周南支部長 防府支部長 早瀬敏子 守 田 教 子 永 冨 喜代子 石 田 美 江 宇部支部長 小野田支部長 長門支部長 萩支部長 紙 直子 大 林 幸 恵 花 島 ま り 河 野 真理子 豊浦支部長 下関支部長 古 本 たつ子 丸 山 千恵乃

# 令和元年度 職能委員会委員

徳 重 美 江

谷 村 智 子

◎印 委員長 保健師職能委員会 ◎片 塰 智 恵 長 井 詩 乃 内 海 由美子 梶 原 民 子 宮 原 由実子 石 川 陽 子 大 浦 瑞 貴 助産師職能委員会 ◎藤 谷 圭 子 時 乗 敦 子 末 次 美 穂 安藤由美 中 川 可奈子 山 本 孝 子 益田友美 看護師職能委員会( I 部会) ◎折 込 沙 世 籠 村 裕 子 塚 本 淳 子 縄 田 依志恵 山本美紀 亀 永 百合子 看護師職能委員会(Ⅱ部会)

安藤佳苗

小 山 静 代

由利子

東

					1	令和	元	年度	rļ	常任	[委	員会委	員			◎印		] ] ]委	
労働環境	竟支持	爰委員	員会																
◎種	田	嘉	子	$\bigcirc$ $\wedge$	阪	71	リ子	藤	田	浩	美	吉	岡	和	代	秋	本	郁	恵
筧		眞	美																
看護制度	度委員	員会																	
◎松	本	陽	子	○槇	垰		葵	福	重	奈	月	西	村	容	子	大	深	美	絵
礒	部	絵	美																
教育委員	員会																		
◎奥	土	久	美子	ОЩ	角	洋	子	島		陽	子	重	枝	玲	子	吉	原	理原	恵子
藤	野	美	奈	松	永	_	枝	岩	田	真	紀	生	田	奈美	美可	石	丸	弘	子
学会委員	員会																		
◎坂	井	浩	美	Ξ	谷	明	美	桑	田	理	恵	飯	田	加列	导子	村	Ш	紀	雄
柿	並	洋	子																
認定看記	養管理	里者	教育 に	運営委員会															
◎大	林	由	美子	ОЩ	時	久美	美子	井	上	真系	条美	原	田	美	佐	徳	本	美	聿子
清	水	政	江																
広報委員	員会																		
◎増	野	由規	起子	ОЩ	下	歩	美	木	倉	悠	子	深	水		潤	住	本	妙	子
柴	田	淳	子																
推薦委員	員会																		
◎岩	本	千月	恵子	堺		加有	代子	永	井	京	子	長	福	明	美	林		恵	子
中	塚		恵	村	上	良	恵												
医療安全	全推注	進委員	員会																
◎長	松	美	幸	ОШ	本	浩	子	原		明	美	山	下	彩	<b></b>	中	村	玲	子
大久	入保	典	子																
災害支担	爱委員	員会																	
◎木	村	直	也	今	元	久美	美子	Щ	本	扶美	美江	杉	原	博	子	垣	内	真王	里子
磯	本	_	夫																
在宅ケブ	ア推済	進委員	員会																
◎柴	崎	恵	子	○西	島	陽	子	庵	下	恭	代	Щ	上	みり	ゆき	本	Щ	京	子
河	崎	美	雪																

# 令和2年度 山口県健康福祉功労者(優良看護職員) 知事表彰受賞者名簿

(五十音順)

氏 名	職種	勤	務	場	所	(所在地)	

# 令和2年度 山口県看護協会会長表彰者

(五十音順)

氏 名	職種	所 属
井上智恵美	看護師	柴田病院
藤村 孝枝	保健師	山口県立大学看護栄養学部看護学科
山本 孝子	助産師	長門総合病院
安永 彰子	看護師	岩国市医療センター医師会病院

# 令和2年度 山口県看護協会特別会長表彰

氏 名	職種	所属
早川眞由美	事務職員	公益社団法人 山口県看護協会

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山口県看護協会(以下「本会」という。)定款第3条に定める目的の達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

#### (被会長表彰者)

- 第2条 会長表彰は、表彰の時点において本会会員であり、年齢が満50歳以上で次の各号の一に該当する者に対して行う。ただし、過去において春秋の叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰、山口県知事表彰又は日本看護協会会長表彰を受賞した者は除く。
  - (1)通算20年以上本会の会員で、本会の役員又は委員の職に通算4年以上在任し、本会の発展に貢献した者
  - (2)県内での実務経験が通算15年以上で、看護業務の改善、研究又は看護教育に特に顕著な功績があったと認められる者
  - (3)その他看護活動等に関してこの表彰に値する功績があったと認められる者

#### (被特別会長表彰者)

- 第4条 特別会長表彰は、本会会員以外の者であって、永年にわたり本会の発展に寄与し、その功労が特に顕著である者に対して行う。
- ※ 公益社団法人山口県看護協会会長表彰及び特別会長表彰規程より抜粋

# 公益社団法人 山口県看護協会 公益社団法人 山口県看護協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人山口県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山口県防府市大字上右田2686番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許資格を有する者(以下、「看護職」という。)が、 教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づく りを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活 の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 看護教育及び学会等学術振興に関する事業
  - (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
  - (3) 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業
  - (4) 地域ケアサービスの実施及び促進並びに公衆衛生の普及指導等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
  - (5) 公益社団法人日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
  - (6) 施設の貸与に関する事業
  - (7) 会員の福祉及び相互扶助に関する事業
  - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、山口県において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

- 第5条 本会の会員は、次の2種とする。
  - (1)正会員

山口県内に居住または勤務する看護職であって本会の目的に賛同して入会したもの

(2)名誉会員

看護に関する事業に顕著な功績があり、かつ、本会に功労があった看護職であって、理事会において 承認されたもの

#### (会員資格の取得)

- 第6条 本会の正会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会を申し込まなければならない。
- 2 本会の正会員は、公益社団法人日本看護協会の定めるところにより、公益社団法人日本看護協会の正会 員としての入会を申し込むものとする。

#### (経費の負担)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、正会員になったとき及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。

#### (会員の権利)

- 第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定された 次に掲げる社員の権利を、代議員たる正会員と同様に本会に対し行使することができる。
  - (1) 同法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
  - (2) 同法第32条第2項の権利(社員の名簿の閲覧等)
  - (3) 同法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 同法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
  - (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
  - (6) 同法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
  - (7) 同法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

#### (任意退会)

- 第9条 会員は、所定の手続きにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 前項の規定による退会届の提出は、電磁的方法により行うことができる。

#### (除 名)

- 第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議によって、当該正会員を除名することができる。
  - (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により総会において正会員を除名する決議を行う場合には、本会は その正会員に対し、当 該総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければ ならない。
- 3 総会において除名の決議があったときは、会長は、その正会員に対して、除名の理由を明らかにして、 直ちにその旨を通知しなければならない。

#### (会員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 看護職でなくなったとき。
  - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
  - (3) 死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
  - (4) 第7条に定める会費を、その事業年度における3月末日までに納入しなかったとき。
  - (5) 総代議員が同意したとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費等その他の拠出金品は、これを返還しない。

#### 第4章 代議員及び予備代議員

#### (代議員の員数及び選挙)

- 第13条 本会に代議員を置き、その員数は、毎年4月20日における正会員の総数50人につき1人の割合とする。この場合において、正会員の総数を50で除して得た数に1未満の端数があるときにはその端数は1とし、代議員の員数に加える。
- 2 前項の代議員をもって、法人法上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、代議員選挙を行う。
- 4 代議員選挙を行うために必要な事項は、定款細則(以下、「細則」という。)で定める。
- 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、第3項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。この場合 において、理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 7 第3項の代議員選挙は、毎年7月に行うものとする。

#### (代議員の任期)

- 第14条 代議員の任期は、選任年度の8月1日から翌年度の7月31日までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条及び第284条)を提起している場合(同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員の選任及び解任(同法第63条及び第70条)並びに定款の変更(同法第146条)についての議決権を有しないこととする。
- 2 第1項に定める代議員の任期が満了した場合であっても、後任者が選任されるまでは、当該代議員は、 引き続きその職務を行わなければならない。

#### (代議員の資格の喪失)

- 第15条 代議員は、やむを得ない事情があるときは、辞任届を提出することにより、代議員を辞任すること ができる。
- 2 総会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、 代議員の資格を喪失させることができる。この場合において、その代議員に対し、総会の1週間前までに、 理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項のほか、代議員は、第9条から第11条に掲げる事由により正会員の資格を喪失したときは、代議 員の資格を失う。

#### (代議員の報酬等)

第16条 代議員は、無報酬とする。

- 2 代議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### (予備代議員)

- 第17条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員(以下「予備 代議員」という。)を選挙することができる。
- 2 予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 3 第1項の予備代議員の選出に係る選挙結果が効力を有する期間は、第14条の代議員の任期満了の時まで とする。
- 4 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が予備代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2名以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 5 第13条 (第1項、第2項及び第3項を除く。)、第15条及び第16条の規定は、予備代議員について、準用する。

#### 第5章 総 会

#### (構成及び議決権)

第18条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 3 代議員以外の会員は、総会に出席することができるが、表決に加わることはできない。
- 4 第1項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

#### (権 限)

第19条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 正会員の除名及び代議員資格の喪失
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (種類及び開催)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会を法人法上の定時社員総会とし、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

#### (招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、代議員に対し請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項その他の法令で定める事項を記載した書面によって、代議員に対し、開催の日の1週間前までに通知を発しなければならない。この場合において、会長は、代議員の承諾を得て、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長は、総会に出席しない代議員が、書面又は電磁的方法により、議決権を 行使することができることとするときは、法令に定める参考書類及び議決権行使書面を添えて開催の日の 2週間前までに、代議員に対し、通知を発しなければならない。

#### (議 長)

第22条 総会に議長を置く。

- 2 議長は、総会において、その都度、出席代議員の中から選出する。
- 3 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、会議の運営について責任をもつ。

#### (定足数)

第23条 総会は、総代議員の議決権の3分の2以上の議決権を有する代議員が出席することによって成立する。

#### (決 議)

- 第24条 総会の決議は、法令及びこの定款に特別の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に係る総会の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 正会員の除名
- (4) 代議員の資格喪失
- (5) 本会の解散
- (6) 他の法人との合併等
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

- 第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、 総会の日から10年間、当該議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 前項の議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

#### 第6章 役員等

#### (役員の設置)

第26条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上22名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第 1項第2号に規定する業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第27条 理事及び監事は、細則で定めるところにより、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、監事のうち1名は会員外から選任することとし、理事会が推薦し(この監事を「外部監事」という)、総会おいて承認された者を充てる。
- 2 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事(以下、「会長等」という。)を選定及び解職する。この 場合において、会長等は、総会の決議により選出された会長等の候補者のうちから、理事会が選定する方 法によることができる。
- 3 会長は、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に変更の登記を行い、登記事項証明書、その 他必要な書類を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (役員構成の制限)

- 第28条 本会の各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 2 他の同一の団体(公益法人除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係に あるものとして公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める 者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 本会の監事は、本会の理事(当該親族その他特殊の関係がある者を含む。)又は職員を兼ねることができない。
- 4 本会の各監事について、当該監事の親族その他特殊の関係のある者であってはならない。

#### (役員の欠格事由)

第29条 次に掲げる者は、本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げる者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に掲げる罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条第1号に掲げる者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

#### (理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 会長等は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しな ければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、理事会の招集の通知(その請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。)が発せられないときには、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員の任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて引き続き在任することができない。
- 2 監事の任期は、外部監事にあっては選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、内部監事(外部監事以外の監事をいう。以下同じ。)にあっては選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、外部監事にあっては選任後8年以内、内部監事にあっては選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて引き続き在任することができない。
- 3 役員は、第26条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

#### (役員の解任)

第33条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができることとし、監事を解任する場合の総会の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

#### (役員の地位の喪失)

第34条 本会の役員は、第29条各号に該当するに至ったときは、本会の役員としての地位を喪失する。

#### (役員の報酬等)

- 第35条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給する ことができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、監事の報酬については、監事の 協議による。

#### (役員の責任及び免除)

- 第36条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任 を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の責任について、当該理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。) が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったこ とによる当該理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することがで きる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本会は、外部役員との間で、第1項の責任について、法令に定める要件に 該当する場合には、責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。この場合にお いて、その契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

#### 第7章 理事会

#### (設置)

第37条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権 限)

第38条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長等の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備)
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

#### (種類及び開催)

第39条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、年4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする 理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第31条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (5) 第31条第1項第6号の規定により、監事が招集したとき。

#### (招集)

- 第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定める 順序により、他の理事が理事会を招集する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号に掲げる場合にあっては、その請求をした理事が、同項第 5号に掲げる場合にあっては、当該請求をした監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の 1週間前までに、通知しなければならない。この場合において、会長は、書面による通知の発出に代えて、 電磁的方法により通知を発出することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ること なく開催することができる。

#### (議 長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定める順序により、他の理事が、議長となる。

#### (定足数)

第42条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

#### (決 議)

第43条 理事会の決議は、この定款に特別の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

#### (理事会の決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決 に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を 可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その 限りでない。

#### (議事録)

- 第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

#### 第8章 委員会

#### (職能委員会)

第46条 本会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
- (2) 助産師職能委員会
- (3) 看護師職能委員会
- 2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。
- 3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能の理事をもってこれに充てる。
- 4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 5 各職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。
- 6 職能委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

#### (職能委員会以外の委員会)

第47条 この定款及び細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、法令の規定により総会及び理事会その他の権限に属することとされているもの以外の事務を 行うものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

#### 第9章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項については、細則で定める。

#### 第10章 支部

(設置等)

- 第49条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、所要の地に支部を設置する。
- 2 支部長は、原則として地区理事(前項の支部ごとの区域を担当する理事をいう。)をもってこれに充て る。
- 3 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第11章 資産及び会計

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則等)

- 第51条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準その他の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第52条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第53条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「予算書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。
- 3 予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に、提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

- 第54条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を 受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
  - (7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定 款、及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号(第7号を除く。)及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月 以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告するものとする。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第55条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

#### (株式等に係る議決権)

第56条 本会は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

#### 第12章 定款の変更、合併及び解散等

#### (定款の変更)

- 第57条 この定款は、総会において総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議により 変更することができる。
- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、 行政庁の認定を受けなければならない。
- 3 前項で定める事項以外の事項に係る定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出な ければならない。

(合併等)

第58条 本会は、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議により、 他の法人と合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解 散)

第59条 本会は、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議、その他 法令で定められた事由により、解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第60条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第61条 本会が解散等により清算をするときにおいて有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

#### 第13章 公告

(公告方法)

第62条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

#### 第14章 細則

(委 任)

第63条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(以下「移行登記日」という。)から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行登記日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は吉村喜代子とし、最初の業務執行理事は三井成子、小野原利子、小野和代、深 町幸子、井上りさ子、西村淑乃とする。

附則

1 この一部改正定款は、平成24年6月17日から施行する。

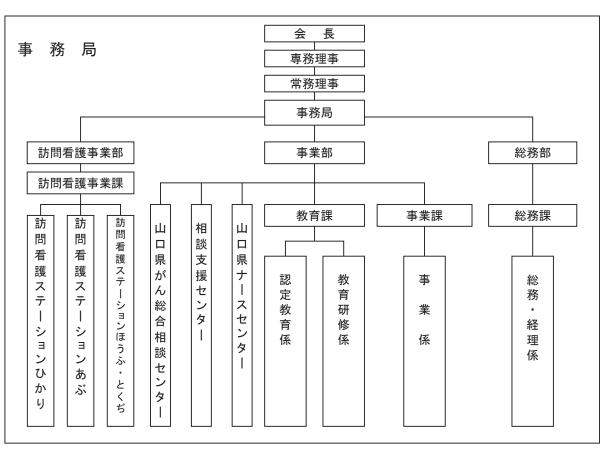
附 則

1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。(平成29年6月18日)

# 山口県看護協会組織図

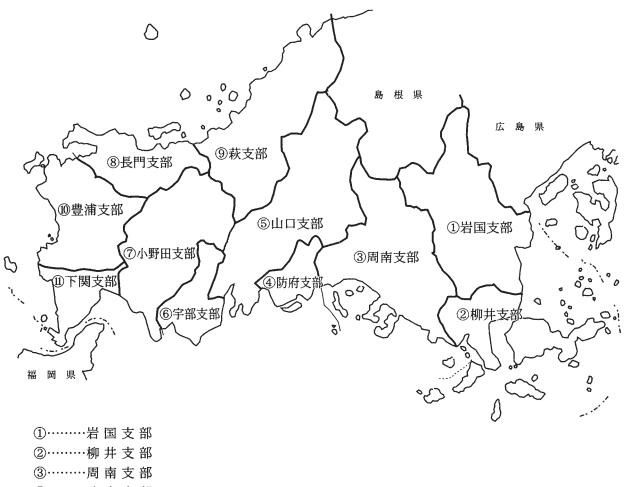
令和2年3月31日現在





# 山口県看護協会支部別区域図

(令和2年3月31日現在)



- ④……防府支部
- ⑤……山口支部
- ⑥……宇部支部
- ⑦……小野田支部
- ⑧……長門支部
- ⑩……豊浦支部
- ⑪……下関支部

# 令和元年度山口県看護協会会員数

## 支部別職能別会員数

令和2年3月31日現在

	±\+\+\+\+\+\+\*\1			職能別	会員数	
支部	就業者数*1	会員総数*2	保健師	助産師	看護師	准看護師
岩国	2,331	494	60	17	390	27
柳井	1,663	607	42	16	501	48
周南	3,715	1,780	46	57	1,598	79
防府	1,961	756	41	45	657	13
山口	3,305	1,470	93	48	1,269	60
宇部	4,073	2,038	45	47	1,795	151
小野田	1,340	622	35	27	549	11
長門	637	263	15	11	214	23
萩	956	427	28	5	281	113
豊浦	5 194	245	3	8	221	13
下関	5,124	1,500	63	50	1,338	49
合計	25,105	10,411	475	335	8,998	603

- ※1 就業者数は、資料衛生行政報告例(平成30年12月末)による
- ※2 会員総数の合計は、年度内の他県転居者を含むので支部合計と異なる

## 会員数の推移

減
יייע
50
33
13
97
33
15
14
14
00
29
00
18
97
31

#### 就業者数の推移

が未自然や月に						
年次	保健師数	助産師数	看護師数	准看護師数	合計	
平成18年	727	371	11,912	7,548	20,558	
平成20年	742	380	13,038	7,352	21,512	
平成22年	729	392	13,760	7,159	22,040	
平成24年	696	421	14,848	7,145	23,110	
平成26年	710	423	15,598	7,128	23,859	
平成28年	756	438	16,207	6,799	24,200	
平成30年	761	423	17,311	6,610	25,105	

※資料衛生行政報告例(平成30年12月末)による

## 令和2年度 日本看護協会通常総会プログラム

開催日 2020年6月11日 (木) 開催場所 JNA ホール (東京都)

12:30 開 場

オリエンテーション

13:00 開 会

物故会員への黙とう

歓迎のことば

会長挨拶

13:15 議長団選出

議事録署名人決定

13:20 議決事項

第一号議案 名誉会員の推薦(案)

(説明、質疑、採決)

第二号議案 2020年度 改選役員及び推薦委員の選出について

(選挙管理委員紹介、候補者紹介、投票)

14:05 次年度選挙管理委員任命

14:10 報告事項

報告事項1 令和元年度 事業報告

報告事項2 今和元年度 決算報告及び監査報告

報告事項3 令和2年度 重点政策・重点事業並びに事業計画

報告事項4 令和2年度 資金収支予算及び収支予算

(説明、質疑)

14:50 選挙結果報告

14:55 副会長挨拶

15:00 閉 会

# 公益社団法人日本看護協会

2025年に向けた看護の挑戦「看護の将来ビジョン」を全ての看護職、生活者、そして社会全体に広く伝えていくため、日本看護協会はタグライン、ステートメントを作成するとともに、本会のロゴをリニューアルしました。これからの地域医療の中心になっていく力強さとしなやかさを表現しています。

タグライン:ステートメントを要約し分かりやすく説明するもの

# 生きるを、ともに、つくる。

ステートメント:企業・団体が社会に対して果たそうとする内容や約束する価値を簡潔な文

章・言葉で表現したもの

これまで私たちは、ひとりひとりの患者と向き合い 病院看護を中心に、生きる力を引き出す技術を磨いてきました。 それは、揺るぐことのない誇りです。

けれど、いま、変わらなくてはなりません。

少子・超高齢化、医療費削減、在宅医療の増加により 看護の力は病院だけではなく、あらゆる場所で必要とされています。 最期までを、看続けるためにも。 私たちはいま、「暮らし」というフィールドに立ち、 これまでなかった看護のかたちを実現させなければなりません。

地域全体を見渡せる、看護システムは。 安心して、在宅医療を選択できるためには。 問われているのは、看護職ひとりひとりが考え、行動すること。 もっと自由に。もっと強く。

未来に向け、求めあう手と手がしっかり届き結ばれるような環境を 新しく作り上げていきたい。私たちは、そう思う。

## 看護者の倫理綱領

2003年 日本看護協会

#### 前文

人々は、人間としての尊厳を維持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の 普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象とし、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通してその最期まで、その人らしく生を全うできるように援助を行うことを目的としている。

看護者は、看護職の免許によって看護を実践する権限を与えられた者であり、その社会的な責務を果たすため、看護の実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保つ権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。

日本看護協会の『看護者の倫理綱領』は、病院、地域、学校、教育・研究機関、行政機関など、あらゆる場で実践を行う看護者を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

#### 条文

- 1. 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
- 2. 看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
- 3. 看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
- 4. 看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
- 5. 看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切 な判断のもとに行う。
- 6. 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
- 7. 看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
- 8. 看護者は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
- 9. 看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者とともに協働して看護を提供する。
- 10. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
- 11. 看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
- 12. 看護者は、より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。
- 13. 看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
- 14. 看護者は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
- 15. 看護者は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

解説

1. 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び 権利を尊重する。

看護者の行動の基本は、人間の生命と尊厳の 尊重である。看護者は、病院をはじめさまざま な施設や場において、人々の健康と生活を支え る援助専門職であり、人間の生と死という生命 の根元にかかわる問題に直面することが多く、 その判断及び行動には高い倫理性が求められ る。さらに、今日の科学技術の進歩はこれまで 不可能であった医学的挑戦を可能にし、他方で 医療費の抑制の問題は国家的課題になってお り、複雑かつ困難な生命倫理的問題や資源の平 等な配分のあり方という問題を提起している。

看護者は、いかなる場面においても生命、人格、尊厳が守られることを判断及び行動の基本とし、自己決定を尊重し、そのための情報提供と決定の機会の保障に努めるとともに、常に温かな人間的配慮をもって対応する。

2. 看護者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。

すべての人々は、平等に医療や看護を受ける 権利を有している。看護における平等とは、単 に等しく同じ看護を提供することではなく、そ の人の個別的特性やニーズに応じた看護を提供 することである。看護者は、人々をその国籍、 人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的 指向(同性愛・異性愛などの指向の別をいう)、 社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、健 康問題の性質によって差別しない。また、看護 者は、個人の習慣、態度、文化的背景、思想に ついてもこれを尊重し、受けとめる姿勢をもっ て対応する。 3. 看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を 築き、その信頼関係に基づいて看護を提供す る。

看護は、対象となる人々との間に築かれる信頼関係を基盤として成立する。高度な知識や技術による看護行為は、信頼関係のもとで初めて効果的な看護援助となりうる。看護者には、信頼関係を築き発展させるよう努める責任がある。看護の援助過程においては、対象となる人々の考えや意向が反映されるように、積極的な参加を促すように努める。看護者は、自らの実践について理解と同意を得るために十分な説明を行い、実施結果に責任をもつことを通して、信頼を得るように努める。また、人々の顕在的潜在的能力に着目し、その能力を信頼し、忍耐をもって見守る。

さらに、看護者は、対象となる人々に対する 忠実義務を有し、築かれた関係によって生まれ る看護者への信頼感や依存心に誠実に応えるよ うに努める。

4. 看護者は、人々の知る権利及び自己決定の権利 を尊重し、その権利を擁護する。

人々は、自己の健康状態や治療などについて 知る権利、十分な情報を得た上で医療や看護を 選択する権利を有している。看護者は、対象と なる人々の知る権利及び自己決定の権利を擁護 するために、十分な情報を得る機会や決定する 機会を保障するように努める。診療録や看護記 録などの開示の求めに対しては、施設内の指針 等に則り誠意をもって応じる。

自己の判断に基づき決定するためには、十分な情報を得るとともに、その内容を理解したり受け入れたりすることへの支援が不可欠である。看護者は対象となる人々の理解度や意向を確認しながらわかりやすく説明し、意思表示をしやすい場づくりや調整、他の保健医療福祉関係者への働きかけを行う。さらに、必要に応じて代弁者として機能するなど、これらの権利の

擁護者として行動する。

自己決定においては、十分な情報に基づいて 自分自身で選択する場合だけでなく、知らない でいるという選択をする場合や、決定を他者に 委ねるという選択をする場合もある。看護者 は、人々のこのような意思と選択を尊重すると ともに、できるかぎり事実を知ることに向き合 い、自分自身で選択することができるように励 ましたり、支えたりする働きかけも行う。個人 の判断や選択が、そのとき、その人にとって最 良のものとなるように支援する。

5. 看護者は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護 に努めるとともに、これを他者と共有する場合 は適切な判断のもとに行う。

看護者は、個別性のある適切な看護を実践するために、対象となる人々の身体面、精神面、社会面にわたる個人的な情報を得る機会が多い。看護者は、個人的な情報を得る際には、その情報の利用目的について説明し、職務上知り得た情報について守秘義務を遵守する。診療録や看護記録など、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、情報の漏出を防止するための対策を講じる。

質の高い医療や看護を提供するために保健医療福祉関係者間において情報を共有する場合は、適切な判断に基づいて行う。また、予め、対象となる人々に通常共有する情報の内容と必要性等を説明し、同意を得るよう努める。家族等との情報共有に際しても、本人の承諾を得るよう最大限の努力を払う。

6. 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、 人々を保護し安全を確保する。

看護者は、常に、対象となる人々が適切な看護を受けられるよう配慮する。しかし、保健医療福祉関係者によって、治療及び看護が阻害されているときや、不適切な判断や行為に気づい

たときは、人々を保護するために働きかけたり、あるいは他の適切な手段によって問題を解決したりするように行動する。対象となる人々の生命、人権が脅かされると判断した場合には、害を為さないために、疑義の申し立てや実施の拒否を行う。

また、看護者の行為が対象となる人々を傷つ ける可能性があることも含めて、看護の状況に おけるいかなる害の可能性にも注意を払い、予 防するように働きかける。

7. 看護者は、自己の責任と能力を的確に認識し、 実施した看護について個人としての責任をも つ。

看護者は、自己の責任と能力を常に的確に認識し、それらに応じた看護実践を行う。看護者は、自己の実施する看護について、説明を行う責任と判断及び実施した行為とその結果についての責任を負う。

看護者の責任範囲は保健師助産師看護師法に 規定されており、看護者は法的責任を超える業 務については行わない。自己の能力を超えた看 護が求められる場合には、支援や指導を自ら得 たり、業務の変更を求めたりして、提供する看 護の質を保つよう努める。また、他の看護者に 委譲する場合は自己及び相手の能力を正しく判 断する。

8. 看護者は、常に、個人の責任として継続学習に よる能力の維持・開発に努める。

看護者には、科学や医療の進歩ならびに社会 的価値の変化にともない多様化する人々の健康 上のニーズに対応していくために、高い教養と ともに高度な専門的能力が要求される。このよ うな要求に応えるべく、計画的にたゆみなく専 門職業人としての研鑽に励み、能力の維持・開 発に努めることは、看護者自らの責任ならびに 責務である。

日本看護協会は継続教育の基準を提示すると

ともに、様々な継続教育のプログラムを実施している。看護者は、自施設の現任教育のプログラムの他に、都道府県看護協会が開催する研修、専門分野の学会・研究会、及び各種研修などの継続学習の機会を積極的に活用し、専門職業人としての自己研鑽に努める。

## 9. 看護者は、他の看護者及び保健医療福祉関係者 とともに協働して看護を提供する。

看護者は、看護及び医療の受け手である人々に対して最善を尽くすことを共通の価値として協働する。看護者は、この共通の価値のもと、他の看護者及び保健医療福祉関係者と協力関係を維持し、相互の創意、工夫、努力によって、より質の高い看護及び医療を提供するように努める。

また、看護者は、協働する他の看護者及び保 健医療福祉関係者との間に、自立した専門職と して対等な関係を構築するよう努める。すなわ ち、お互いの専門性を理解し合い、各々の能力 を最大限に発揮しながら、より質の高い看護及 び医療の提供をめざす。

## 10. 看護者は、より質の高い看護を行うために、 看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望 ましい基準を設定し、実施する。

自らの職務に関する行動基準を設定し、これを遵守することを通して自主規制を行うことは、専門職として必須の要件である。看護実践の基準は、看護実践の内容や方法などを規定し、看護管理の基準は、要求される看護実践を可能にするための組織化、資源管理、環境整備、質保証プログラム、継続教育などについて規定する。また、看護教育の基準は、教育内容や教育環境などについて規定し、看護研究の基準は、研究の内容及びその優先性の検討、研究方法や研究成果の提示に関する手続きなどについて規定する。このような基準の作成は組織的に行い、個人としてあるいは組織としてその基準

を満たすよう努め、評価基準としても活用する。また、社会の変化や人々のニーズの変化に 対応させて、適宜改訂する。

日本看護協会は看護業務基準や各種の指針を 作成し、会員施設に配布している。これらを活 かして、各施設では、施設や看護の特徴に応じ たより具体的・実践的な基準等を作成すること により、より質の高い看護を行うように努め る。

# 11. 看護者は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。

看護者は、常に、研究や実践等により得られた最新の知見を活用して看護を実践するとともに、より質の高い看護が提供できるよう、新たな専門的知識・技術の開発に最善を尽くす。開発された専門的知識・技術は蓄積され、将来の看護の発展に貢献する。すなわち、看護者は、研究や実践に基づき、看護の中核となる専門的知識・技術の創造と開発を行い看護学の発展に寄与する責任を担っている。

また、看護者は、看護学の研究のみならず、 あらゆる研究の対象となる人々の不利益を受け ない権利、完全な情報公開を得る権利、自分で 判断する権利、プライバシー・匿名性・機密性 を守る権利を保障するよう努める。

## 12. 看護者は、より質の高い看護を行うために、 看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。

人々の健康を支援することを業とする看護者は、自らの心身の健やかさを基盤として看護を提供する。看護者は、看護を提供する能力を維持し、より質の高い看護を行うために、自らの健康の保持増進に努める。

心身の健康を保持増進するために、職業生活 と私生活のバランス、活動と休息のバランスを 保つように努める。特に、援助専門職が陥りや すい心身のストレス状態や燃えつきを予防・緩 和するために、個人及び職場内のストレスマネジメントをうまく機能させる。また、看護者がその職責にふさわしい処遇を得て看護を行うことができるように、労働条件や職場環境を整える。さらに、被曝防止、感染防止、暴力からの保護など、健康的な職業生活を実現するための安全の確保や、リスクマネジメントに組織的に取り組む。

13. 看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。

看護は、看護を必要とする人々からの信頼なくしては存在しない。看護に対する信頼は、専門的な知識や技術のみならず、誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚さなどに支えられた行動によるところが大きい。また、社会からの信頼が不可欠であり、専門領域以外の教養を深めるにとどまらず、社会的常識などをも充分に培う必要がある。常に、看護者は、この職業の社会的使命・社会的責任を自覚し、専門職としての誇りを持ち、個人としての品行を高く維持するように努める。

14. 看護者は、人々がよりよい健康を獲得してい くために、環境の問題について社会と責任を共 有する。

看護者は、人々の健康を保持増進し、疾病を 予防する責任を担っており、健康で文化的な生 活を享受する権利を擁護することも求められ る。それゆえに、健康を促進する環境を整備し、 自然環境の破壊や社会環境の悪化に関連する問 題についても社会と責任を共有し、解決に努め る。

看護者は、医療廃棄物の適切な処理及び処理 過程の監視などを通して、保健医療福祉活動に よる環境破壊を防止する責務を果たすととも に、清浄な空気と水・安全な食物の確保、騒音 対策など、人々の健康を保持増進するための環 境保護に積極的に取り組む。また、地域の自然 環境及び社会環境に関する問題を解決し健康増進を図るために、人々と協力し、保健医療福祉に関連する施策の提言や政策決定に参画する。

さらに、人々の生命の安全と健康が守られ、 安心して生活できるための環境づくりの基盤で ある平和な社会を実現し維持するために人々と ともに活動する。

15. 看護者は、専門職組織を通じて、看護の質を 高めるための制度の確立に参画し、よりよい社 会づくりに貢献する。

看護者は、いつの時代にあっても質の高い看護を維持し発展させるよう、看護専門職の資質の向上という使命を担っている。この使命を果たすためには、保健医療福祉及び看護にかかわる制度に関心を持ち、社会の変化と人々のニーズに対応できる制度への変革の推進に努める。

また、看護専門職の質及び社会経済福祉条件を向上させるために、専門職能団体などの組織を通じて行動する。看護者は、このような活動を通してよりよい社会づくりに貢献する。